

## 議案第 80 号

### 財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により，次のとおり財産を無償で貸し付けることについて，市議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

三次市長 福岡 誠志

#### 1 無償貸付財産

##### (1) 土地

所 在	三次市十日市町字高平 10144 番 20 の一部，10168 番 1
面 積	12,674.14 平方メートル

#### 2 無償貸付の目的

備北地区消防組合消防本部及び三次消防署庁舎用地として財産を貸し付けることにより，適切な消防行政を図ろうとするものである。

#### 3 無償貸付の相手方

三次市十日市中三丁目 1 番 21 号

備北地区消防組合

管理者臨時代理副管理者 木 山 耕 三

#### 4 無償貸付の期間

貸付契約締結の日から備北地区消防組合消防本部及び三次消防署の存続する日まで